情報通信審議会報告書骨子案(抜粋)<ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について>

■ アクセス回線におけるNTT東西の設備構築状況とサービス競争の関係(骨子案6ページ)

ア 主な意見

- 〇 接続事業者からは、「配線区域内の世帯数が過少なケースがあり、競争事業者が効率的にユーザを集められず事実上の参入障壁となっている」として、適切な配線区域内世帯数の確保(最低限、NTT東・西が目安としている区域内世帯数(NTT東日本:約50世帯、NTT西日本:約40世帯))、競争が成立する程度の適正世帯数への拡大について意見が示されている(同時に光配線区域情報の透明性担保と運用ルールの改善に関する意見も示されている)。
- NTT東西からは、競争セーフガード制度等において、「①現行の光配線区域は、当社の効率的な設備構築及び保守運用の観点から設定しているもの、②他事業者が光配線区域の大きさを自由に設定されたいということであれば、スプリッタ及びスプリッタ下部の配線ケーブルや引込線等を各事業者が自前で敷設することにより実現可能、③1つの光配線区域で2~3ユーザを獲得すれば、他事業者はFTTHを用いて、ADSL並のユーザ料金を十分実現可能」との意見が示されている。

イ 考え方

- 通信ネットワークというインフラを用いてサービスを提供することを特性とする電気通信分野において競争促進を図るにあたっては、インフラを設置して事業を展開する事業者間の設備競争とインフラを利用して事業を展開する事業者も含めたサービス競争のバランスをとりながら具体的な方策を検討することが常に必要となるのではないか。
- この点を踏まえ、NTT東西の配線ブロックに係る設備構築状況に着目すると、実際の配線ブロックの大きさは様々であり、必ずしも平均戸数と一致するものが多いわけではなく、それを下回るものも一定程度存在している。これに加え、ブロードバンド利用率やNTT東西のFTTHシェアなどから試算した配線ブロック毎の競争事業者の現時点の獲得ユーザ想定数の多寡も考慮すると、競争事業者がNTT東西から光ファイバ回線を借りて競争的なサービスを提供するに当たり、このような配線ブロックに係る設備構築状況がサービス競争の在り方に影響を及ぼす可能性がありうると考えられるのではないか。
- 光スプリッタ収容率を向上させるためには、光スプリッタのカバーするエリア、つまり配線ブロックの規模を拡大することが有効とされている。ただし、単純に配線ブロック規模を拡大しただけでは、光スプリッタからユーザ宅までのドロップ光ファイバ配線距離が長くなり、逆に開通工事稼働を増加させることとなるとも指摘されている。
- 〇 このため、今後、公正競争環境を一層整備する観点から、例えば、戸数が過少な配線ブロックについて設備構築状況を精査し必要な見直しを検討することを含め、アクセス回線における競争促進の在り方について検討することが必要と考えられるのではないか。

情報通信審議会報告書骨子案(抜粋)<ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について>

■ 光ファイバの展開エリア情報、配線ブロック情報の提供の在り方(骨子案7ページ)

ア 主な意見

〇 接続事業者からは、「配線区画情報は申込から提供まで3~4か月程度の期間を要することが多く、得られる情報も事後的に配線区画が分割・縮小されて不正確な状態になっているケースも存在するため、例えば、Web等による配線区画情報の開示・更新をNTT 東西に対して義務付けること等により、NTT東西の利用部門と競争事業者の間で、同時期に同内容で情報が公開・共有されるようにすべき」といった改善要望が示されている。

イ 考え方

- アクセス回線に係る競争促進を図ったとしても、展開エリア情報や配線ブロック情報等は、NTT東西の設備を借りてサービス提供を行おうとする競争事業者の事業展開や設備構築に必要な情報であることから、公正競争環境確保の観点から、適時適切に情報開示ルールを整備することが重要となるのではないか。
- 〇 この点、2011年度以降の加入光ファイバ接続料に係る認可の際に、「光ファイバのエリア展開情報の迅速な提供、配線区画情報の提供に係る円滑化及び透明化向上に関し、必要な取組を行うこと」が条件として付されている。
- 〇 以上の点や配線ブロックに係る設備構築状況がサービス競争の在り方に影響を及ぼす可能性がありうるという前述の観点も踏まえ、ブロードバンド普及促進に向け、公正競争環境を一層整備する観点から、エリア展開情報や配線ブロック情報の開示の在り方を見直した上で、情報開示告示の改正などの所要の措置をとることにより、接続事業者による加入光ファイバ利用の円滑化を図ることが必要と考えられるのではないか。

情報通信審議会報告書骨子案(抜粋)<ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について>

■ 接続事業者から示されているサービス競争促進に関する提案(骨子案8ページ)

ア 接続事業者からの提案

- 上述のアクセス回線における設備競争の現状を踏まえ、接続事業者からは以下の提案が示されている。
 - ① GC接続類似機能のアンバンドル(PSTNのGC接続と同様、NTT東西のNGNを構成するルータのうち最も加入者寄りのルータを利用しつつ、アクセス回線としてNTT東西の光ファイバを利用する形態(接続料原価は、収容ルータと光ファイバのコスト))
 - ② 光のファイバシェアリング(既存の集約スイッチを利用し、メタルのラインシェアリングと同様に、音声サービスはNTT東西、ネットサービスは接続事業者が提供する形)
 - ③ 波長重畳接続機能のアンバンドル(放送波を通信波に重畳する形で光ファイバ回線を共有(フレッツテレビ)する場合と同様、異なる周波数帯を確保し、追加的な通信 波を重畳してサービスを提供する形態)
- これらの提案に対しては、NTT東西から、以下の反論が示されている。
- ① GC接続類似機能のアンバンドル
 - ・収容ルータ上部に振り分けスイッチの開発、導入が必要
- ・また、オペレーションシステムの開発等が必要
- ・コストがかさみ、低廉なサービス提供に支障等
- ② 光のファイバシェアリング
 - ・OSU上部に事業者振分け装置が必要
 - ・ユーザ単位に公平にパケットを送るための機能も必要
 - 利用者宅にも新たな装置が必要
 - ・コストがかさみ、低廉なサービス提供に支障等
- ③ 波長重畳接続機能のアンバンドル
 - ・追加的な通信用の周波数について、国際標準化されたものはない

イ 考え方

〇上記3つの提案については、いずれも加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の設定との関連で示されたものであることから、現在分岐単位接続料の設定の是非に係る検討が進められている7情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)において、FTTH市場における競争を一層促進し、ブロードバンドの普及促進を図るため、技術面・経済面を含む多角的観点から検討を行うことが適当ではないか。